# 株式会社ハートウィル 居宅介護支援事業所 重要事項説明書

〈2024年9月現在〉

### 1 事業所の概要

法人名	株式会社ハートウィル
事業所名	おあしす総合相談センター
所 在 地	平塚市平塚2-1-3
連絡先	0463-37-1685
事業者指定番号	1472001963号
管理者	中丸 一郎
併設サービス	通所介護 デイサービスおあしす (1472002664)

# 2 サービス提供地域 平塚市、大磯町、二宮町

# 3 営業日及び営業時間

区 分	平日休日(土・日曜日)	
提供時間	08 : 30 ~17 : 30	: ~ :

(注) 年末年始(12/29~1/3) は「休日」の扱いとなります。

電話連絡については留守番電話対応で24時間可能です。

# 4 居宅介護支援の内容

- (1) 初回面接: 初回の相談依頼を受けて、利用者、家族と面談します。
- (2) アセスメント:利用者の居宅を訪問して利用者、家族と面談し課題の分析をします。
- (3) 居宅サービス計画原案の作成: アセスメント後、居宅サービス計画原案の作成をします。
- (4) サービス担当者会議の開催:居宅サービス計画原案を基に利用者、家族、専門職等とサービス担当者会議を開催します。
- (5) 文書による同意:サービス担当者会議にて居宅サービス計画書を検討し利用者又は家族より 文書による同意を受け交付します。
- (6) モニタリングの実施: 少なくとも月 1 回、利用者宅を訪問し面談、モニタリングを実施。 結果を記録します。
- (7) 居宅サービス計画の変更:利用者の状態が変化した等の場合は速やかに居宅サービス計画の変更のための、上記(2) から(5)の実施をします。
- (8) 居宅介護支援に係る事業所の義務について
  - ① 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際して、あらかじめ居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものです。また利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができ、かつ居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

- ② 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ③ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、 その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ④ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治医又は歯科医師(以下「主治医等」という。)の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治医等に交付します。
- ⑤ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況を説明します。 集計対象期間:令和6年3月~令和6年8月
  - I. 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通 所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	46%
通所介護	52%
地域密着型通所介護	25%
福祉用具貸与	76%

II. 前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通 所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業者によって提供されたものの割 合

訪問介護	イザカマクラ平塚ケアステーション	26%
	絆	22%
	サンライフ福祉サービスセンター湘南事業所他2件	13%
通所介護	デイサービスおあしす	94%
	学研ココファン湘南平塚弐番館	3%
	らいおんハートリハビリ温泉デイサービス河内	3%
地域密着型通所介護	Fリハビリテーション平塚	24%
	フィジオルーム見附町	24%
	アクアケアサービスキラッと	20%
福祉用具貸与	株式会社メディケアセンター平塚	29%
	株式会社ニッショウ平塚営業所	18%
	株式会社イノベイションオブメディカルサービス平塚	14%

### 5 利用料

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。
- ※介護保険適用となる場合には、利用料は全額介護保険により負担されます。
- ※当事業所は、ICT活用及び事務職員の配置を行っている場合に当てはまります。
- ※居宅介護支援費 II(介護支援専門員一人あたりの利用者数45件未満) 5級地 10.70円
- 11,513 円(1,076 単位×10.70 円) 要介護 1.2
- 14,958 円(1,398 単位×10.70 円) 要介護 3.4.5

#### ※加算費用

- ・初回加算 3,210 円(300 単位×10.70 円) 対象月のみ
- ・入院時情報連携加算(I) 2,140 円(200 単位×10.70 円) 対象月のみ
- ・入院時情報連携加算(Ⅱ) 1,070 円(100 単位×10.70 円) 対象月のみ
- ・退院・退所加算 4,815 円~9,630 円(450~900 単位×10.70 円) 対象月のみ
- ・通院時情報連係加算 535円(50 単位 x 10.70 円) 対象月のみ
- ・緊急時等居宅カンファレンス加算 2,140 円(200 単位×10.70 円) 対象月のみ
- ・ターミナルケアマネジメント加算 4,280 円(400 単位×10.70 円) 対象月のみ
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス提供地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その交通費(実費)の支払いが必要となります。

# 6 従業者の勤務体制等

職種		
管理者	常勤(兼務)	1名
介護支援専門員	常勤(兼務)	1名
介護支援専門員	常勤(兼務)	1名
事務員	常勤(兼務)	1名

- (1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用者又はその家族の情報を漏らすことはありません。従業者でなくなった後においても、これらの情報を保持します。
- (2) サービス担当者会議等において、居宅サービス事業者、介護保険施設等に対して利用者に関する 情報を提供する場合は、あらかじめ利用者又はその家族に説明を行い、文書により同意をいただ いてから行います。

# 7 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族 居宅介護サービス事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- (3) 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入しています。

### 8 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者:コンプライアンス室長 大川内由香

連絡先(電話):0463-37-1685

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。

# 9 相談窓口、苦情対応

〇サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

当社お客様相談コーナー	電話番号	0 4 6 3 - 3 7 - 1 6 8 5
(担当:コンプライアンス室)	FAX 番号	0 4 6 3 - 3 7 - 5 6 3 3
	管理者	中丸一郎 / コンプライアンス室長 大川内由香
	応対時間	08:30~17:30

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

平塚市 介護保険課	ご利用時間	平日 08:30~17:00
	電話番号	0463-21-8790
	FAX	0 4 6 3 - 2 1 - 9 6 1 6
大磯町 福祉課	ご利用時間	平日 08:30~17:15
	電話番号	0463-61-4100
	FAX	0463-61-1991
二宮町 高齢介護課	ご利用時間	平日 08:30~17:15
	電話番号	0 4 6 3 - 7 1 - 5 3 4 8
	FAX	0 4 6 3 - 7 3 - 0 1 3 4
神奈川県国民健康保険団体連合会	ご利用時間	平日 08:30~17:00
介護保険課介護苦情相談係	電話番号	0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7
	電話番号	0570-022110 〈苦情専用〉

# 【 説明確認欄 】

年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、左記により重要事項を説明しました。

事業者	<u>法人名</u>	株式会社ハートウィル	
	viie =		
	事業所名	おあしす総合相談センター	
	説明者		EΠ

居宅介護支援契約の締結にあたり、左記のとおり重要事項の説明を受け、その内容に同意し、 交付を受けました。

利用者	<u>住所</u>	
	氏名	印
代理人又	は立会人	
	<u>住所</u>	
	氏名	FΠ